

# 第35回八重山けまり杯争奪サッカーリーグ

## 運営要綱

### 1. 参加資格

- ア. 八重山サッカー協会に登録した、社会人チーム及び高校サッカーチームとする。
- イ. 八重山サッカー協会の推薦を受けたチーム。
- ウ. 資格について質疑のある時は、運営委員会で審議する。
- エ. 各チーム5人以上の審判資格者がいること。（審判証の写しを提出）
- オ. 各チーム保険に加入していること。

### 2. 登録

- ア. チームの登録は、母体が確実であり、かつ、運営上責務を果たすチームでなければならぬ。
- イ. 選手の追加登録は、名簿、保険の写しを確実に提出し、確認が済み次第、試合に出場できるものとする。
- ウ. 原則としてリーグ期間中の他チームの移籍は認めない。

### 3. ユニホーム

- ア. ゴールキーパーを除き全て（シャツ、パンツ、ソックスとも）同一意匠のものを2着準備すること。
- イ. 審判は原則として審判着を着用しなければならない。
- ウ. 対戦時にユニホームが類似色の場合は、対戦表の左側のチームがユニホーム選択の優先権を持つ。

### 4. 組み合わせ日程表

- ア. 組み合わせ日程はリーグ運営委員会で決定する。
- イ. 試合日程の変更は、前節のリーグまでに変更する期日、理由を運営担当チームより連絡し、各節の運営委員会にて協議する。

### 5. 試合

- ア. 試合競技規則は、本年度日本サッカー協会の協議規則をもって実施する。
- イ. 形式は、1回戦総当たりリーグ戦とし、70分で決着がつかなければ引き分けとする。
- ウ. メンバー表は、試合開始15分前までに提出すること。
- エ. 試合時間は、70分とする。
- オ. 選手の交代は、試合の前後半を通じて、5回（1回はハーフタイム）以内とする。  
但し、40才以上は再度の出場が可能である。

### 6. 順位の決定

- 試合の勝者には3点、引き分けの両チームには1点、の勝ち点を与え、勝ち点の多い順に順位を決定する。勝ち点が同点の場合は下記による。
- ア. 全試合の得失点差（得点マイナス失点）の大きいチーム
  - イ. 全試合の総得点の多いチーム
  - ウ. 該当チームの対戦成績での勝ちチーム
  - エ. その他、問題が生じた場合は、運営委員会が裁定する

### 7. 懲罰

- ア. 退場を命じられた選手は、次の試合を出場停止とする。また、警告を延べ2回受けた選手は、次の試合の出場を停止する。なお、著しい反則による退場においては当試合主審の状況報告のもと規律委員会にて処分を決定する。
- イ. 運営事項に著しく違反し、またリーグの規律をみだしたチーム及び選手、審判は

運営委員会の裁定により、処分を下す。

尚、下記については、運営事項に著しく違反したものとみなす。

- a. 指定された担当チームの任務を怠ったとき。
- b. 指定された審判を怠ったとき。
- c. 正当な理由によらず試合を放棄した場合。

## 8. その他

当リーグは主催する行事にかかる負傷及び物損についての一切の責任を負わない。

030-1200-000

030-1200-000 大日本連盟 会員登録

**リーグ運営に関する確認等は運営委員長、ならびに副運営委員長まで連絡してください。**